

第五十八回国会 運輸委員会 議 録 第二十五号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 木部 佳昭君 理事 砂田 重民君

理事 徳安 實藏君 理事 福井 勇君

理事 山村新治郎君 理事 小川 三男君

理事 野間千代三君 理事 山下 榮二君

理事 阿部 喜元君 理事 大竹 太郎君

理事 小淵 惠三君 理事 菅 太郎君

理事 菅波 茂君 理事 中川 一郎君

理事 西村 英一君 理事 水野 清君

理事 井上 泉君 理事 板川 正吾君

理事 神門至馬夫君 理事 内藤 良平君

理事 渡辺 芳男君 理事 沖本 泰幸君

理事 松本 忠助君

出席國務大臣

運輸 大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

運輸省海運局長 堀 武夫君

運輸省船舶局長 佐藤美津雄君

運輸省觀光局長 深草 克巳君

委員外の出席者

内閣総理大臣官 杉浦 喬也君

房参事官 文部省社会教育 林部 一二君

局社会教育課長 通商産業省通商 平井 清士君

局農水産課長 専 門 員 小西 真一君

五月十四日

委員近江巳配夫君辞任につき、その補欠として
松本忠助君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三六号)(参議院送付)

観光施設財団抵当法案(内閣提出第七八号)(参
議院送付)

○大野委員長 これより会議を開きます。
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案を
議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。
神門至馬夫君。

○神門委員 時間が三十分しかないようですか
ら、四點ほど申し述べますので、簡潔にひとつお
答え願いたいと思います。

臨時船舶建造調整法の持つて三つの調整機
能の中で、船腹需給調整機能関係についてひとつ
お尋ねしたいと思うのです。この船腹調整機能関
係についての具体的な対象としては、特定の航路
における適正な船腹量、またその輸送品目に適
応する船腹の調整を行なう、これがこの法律の
持つてゐる機能である、こういうふうになってお
ります。

そこで具体的にひとつ例を出してお尋ねしたい
のですが、この調査室から出ております四月の
調査室資料の中にも、木材輸入ブームの非常な高
揚によつて船腹建造要請が集中してきたので、そ
こに自主的調整を行なふことに成功したという
ようなことも書いてあります。私は特に、その内
容が南洋材を対象とするものであったようにあと
から聞きましたので、北洋材の輸入関係にしほつ
てお尋ねをしたい。

この北洋材の輸入を見ますと、木材輸入ブーム
全般の増加率と同じように、輸入が非常に増加を
いたしております。運輸省から取り寄せました資

料を見ますと、たいへんな倍率になっておる。昭
和三十六年から四十一年の資料が出ております
が、約二・六倍にはね上がったおられます。ところ
がその中で、木材と北洋材の日本船と外国船の積
み取り比率を見ますと、木材の場合が、昭和三十
六年で日本船が百六十五万八千立米、外国船が五
十七万七千立米であります。四十一年になります
と、日本船の積み取り量は五百七十七万七千立米に
なつてゐる。約三倍に輸送量が上がつておるので
あります。ところが外国船は、その半分の二十七
万七千立米に落ちてゐる。木材の場合は、このよ
うに日本船の積み取り比率というものがぐつと何
倍かはね上がったおるのに、片方はおいて、非常
に外貨を獲得するといふ計画造船なりあるいは開
銀の利子補給が目的とする政策になつてゐる結
果をもたつておられます。

ところが北洋材になりますと、同じ昭和三十六
年と四十一年の比率を見ると、日本船の三十六年
が七十四万二千立米に対して、四十一年は百三十
一万三千立米で一・七倍に割合はふえておりま
す。ところが外国船になりますと、三十六年に五
十五万六千立米であつたものが、四十一年になり
ますと二百一十六万六千立米、約四倍にはね上が
つておるのであります。そして四十二年度になりま
すと、さらにこの差が大きくなつておられます。日本
船は百四十四万九千立米の輸送量に対して、外国
船になりますと三百一十一万立米というふうな、日
本と外国船の積み取り比率の割合は約二対一の割
合になつておられます。

この数字が示しますように、日本の船腹が不足
しておるがゆゑに、このように北洋材の場合に
は、輸入木材、日本で買入木材について外国船の
積み取り比率が日本船の倍にもなつてゐるのかど
うか。またそういうふうな絶対的な船腹が不足し
ておるとするならば、本法が持つところの調整機

能を発揮して、そこに行政指導を行なわれる義務
がある。これはこの法律と非常に矛盾する。ある
いはこれまで開銀の計画造船に対する利子補給と
いうふうな、いろいろな、わが党が反対するよう
な、外貨の獲得という課題についても全く逆現象
になつておる。この辺について一体運輸省は、こ
の法律に基づいてどのような監督なり調整機能を
発揮されたのか、こういう点について説明を願ひ
たいと思います。

○佐藤(美)政府委員 木材の近海船の建造調整に
つきましては、昭和四十一年の末ごろ以来非常に
フィリピンとかサラワク、そういうところの南洋
材の輸送対象が急増いたしましたので、それに対す
る建造の意欲が非常に急増したわけでございます。
この背景には荷動きの増加とか、それから内航海
運の船腹調整、それから地方銀行の資金の余裕で
すか、そういうものが働いてゐたわけでございます。
しかしそのときの問題は、先生が先ほどおつ
しやいましたように、建造段階では、南洋材が主
体でございます。このまま船主の建造希望を認め
ていきますと、四十一年度中には大体五、六十万
総トンの建造規模にもなる。当時の、四十一年の
近海船全部については百万総トンくらいはワクで
ございまして、非常に大きなワクを占めるという
ことございまして、船腹の著しい過剰を来たす
おそれがあるというふうに認めましたので、政府
としましては四十一年度の半ばから、近海船建造
の繰り延べあるいは建造規制、そういうことを行
なつたわけでございます。

北洋材については、そういうことでございまし
て、何ら制限しなかつたわけでございます。

○神門委員 いや、そういう南方材が輸入木材の
八割を占めておる関係上、そこに焦点が当たつた
といふことはよくわかるけれども、北洋材の場合
を見ると、歴史的に見まして、非常に――これは

海運局のほうがいいだろうと思う。さっきの質問、わかりましたか。——それならそれに対する御答弁を願いたい。

○堀政府委員 米材とか南洋材がどんどん伸びる、そして日本船の積み取り比率がどんどん伸びておることは、先生御指摘のとおりであります。それに反しまして北洋材のほうは、荷物がふえておるにもかかわらず、日本船の積み取り比率がだんだん下がっておる、それはどういふわけか、こういう御質問だと思ひます。これは一番大きな原因は、ソ連船の商船隊の整備がどんどん進んでおる。それでそのために、ソ連材を輸出するにあたっては、ソ連側といたしまして、船積みする船を指定する権利を向こうが持つておる。それでFOB契約というものをだんだん少なくして、そして自分の船で運ぶ分をだんだん多くしていく、こういう傾向が見られるわけでありまして、これも要するにソ連側の船がどんどんふえてきたために、自分の船に積みまざるにやっておるという結果が、一番大きな原因だと思ひます。

○神門委員 そうすると、ソ連船はふえておるけれども、日本船は不足しておる、そういう需給関係に対応するソ連と日本の保有船の割合がそういう結果になったのだ、こういうことですか。

○堀政府委員 いまの、ソ連がどの船に積ます——日本船に積む場合はこういう条件、ソ連船に積む場合はこれだけ輸出を認める、こういうふうなことがうなづかなくなつておるわけです。FOB契約を認めるならば、日本船に積むことができるわけでありまして、それでも、そういうFOBの契約が多ければ、日本船としてもどんどん船をそつちへ回す。その場合には、船が足りなければ建造する、こういうことになると思ひますが、ソ連船がどんどん出てくるために、ソ連政府としてもそういう割り当てといひますか、それをやつておるのではないか、そういうふうな考えです。

○神門委員 そうすると、北洋材の輸出用であるソビエト側が配船については完全な主導権を持つておる、その配船の権利は独占しておるのですか。

○堀政府委員 お説のとおり、ソ連側が主導権を握つておられて、日本船の積み分のワケを向こうがその前の月に指定をしてくる、こういうふうなことがなつておる。

○神門委員 運輸省のほうから取り寄せました資料を見ますと、日本船の配船というものは五月から十一月まで七カ月間に限られて、あとの五カ月間というものは、配船が完全にゼロなんですね。そしてこの四十二年度の分も、先ほど申し上げたように積み取り比率の倍率がどんどん変わつていて、二対一以下に日本船の割合が下がつておる。これに対する日ソ間の貿易協定の中に、積み取り比率をどのようにするかという点について約束があるのじゃないだろうか、こういうふうな思ひが、通産省のほうはどうですか。

○平井説明員 御説明いたします。ソ連材を輸入いたします当初のころの商社と向こうの公団との契約には、そういうことが書いてあったようでございますが、最近に至りましてはそれが載つてないようでございます。

○神門委員 そうしますと、海運局のほうで外貨の獲得という非常に大きな——利子補給してまで貿易外収支の防衛をしたい、外貨の獲得をしたいという課題と、いましり抜けになって、完全に日本側に配船のコントロール権がない、調整権がないというふうなこの実態とについてはどのように考へておられるのか、あるいは措置としては何らかの措置をおとりになったのか、この点をお聞かせ願ひたい。

○堀政府委員 先ほどの、夏場だけしか配船してないじゃないかということ、これは夏場になりまして、ソ連船自身が北極海方面にどんどん配船されてますので、こつちのほうから船をはすけていくわけですね。その穴埋めに日本船をよけい割り当てをしてくれる、こういうふうなことがなつておりますので、日本船が夏場だけというものは、そういうところからきております。

○堀政府委員 政府との話し合いが何かをやる必要があるのではないかと御意見だと思ひますが、四年ほど以前から、ソ連との貿易交渉においては、常に日本側は、北洋材に関して年間を通じての日本船の配船あるいは積み取り比率につきまして、ソ連側の好意的な配慮というものを要求をしてきておられますが、いまだ十分な話し合いの成果が得られないというのが実情でございます。今後その努力は続けたいと思つております。

○神門委員 局長、努力をされておるのにかかわらず、この積み取り比率の割合というものはだんだん日本が少なくなつておる。これは努力の結果が全然出てないどころか、逆のことになつておるわけですね。これはしかし、対等貿易じゃないのじゃないか。いわば配船に対する権限というものが、日本には全くない。全く向こう側ベスで行なわれているということ、これは非常に問題があると思ひます。この調整機能そのものから、その法律の立場に立つ監督権を持つ運輸省なり海運局としては、これはどうも私は解し兼ねる問題だと思ひ、努力されておるにかかわらず、その比率が減つておるということは、それではそういうようなことが、日ソ貿易協定が毎年行なわれるわけですが、これで通産省のほうで問題になったことではないのですか。そのような努力をされた事実はありませんか。

○平井説明員 御説明申し上げます。この件につきましては、毎年の日ソの貿易会談におきまして、先ほど運輸省のほうから御説明がございましたけれども、たびたび、契約上そういうような話になつてくても、考え方としてはそういうあるべきだということで再三申し上げておりますけれども、まだはつきりそれに対するどういふという返事がこないように存じております。

○神門委員 時間がないから、まだお聞きしたいのですが、次に移ります。そのように日本船による配船、FOBそのものが七カ月の季節稼働になつておる。それで御承知のように、一万立米の商いをしますと、二億円程

度要るのですね。そのものを二べんに持つてこられたら、大商社は別として、中小商社というものはどうしても維持できない、金繰りができないという問題が出ます。その話し合う対象としては日本商船会社、この場合十一社が当たつておるようですが、そこを話し合つてコントロールをする以外にはないようですね。ところが私の聞いておるところでは、この船主十一社、この船会社と系列商社、この辺がどうもうまくつないでいて、他の商社が割り込む余地がない。こういうふうなことを聞いておるのです。それでしようがないしはみ出して、ソビエト船の冬期間北洋のほうから回つてきた船に頼むと、今度は一べんに何万立米というものを、いわゆる需要調整、市場の需要度とは関係なしに、向こうの船の都合で一べんに持つてくる。そうすると、それを一べんに支払いをしな

くちやならぬというふうな、商業ベスとしては全くどうにもこうにもならないような問題が起きている。こういうふうな事実を御存じですか。運輸省としては、あるいは公正取引委員会としては御承知ですか。

○堀政府委員 北洋材の輸入につきましては、従来十一社の、いま御指摘の会社でもつて輸入協定を結んで、秩序ある輸入、輸送を行なうという体制にしてやつてきております。そこで、四十三年度の協定では、いまの十一社が十七社に数をふやして新しい会社も入れることにいたしておる。それで、いま小さな業者といひますが、そういうものが割り込むことができないようになっておる。その点は、いわゆるロットが小さいと、船の大きさに合わない場合には船会社はあまり喜ばないわけでありまして、そういうことが原因になつて、そういう事態が起る場合があるんじゃないかというところは想像されます。それで従来、いろいろと事情を聞いてみましたが、小さな商社はその権利を大きな商社に売つておる。それはどうしても小さなロットではそういう船積み関係でいろいろ不便もあるし、いろいろやりにくい点があるというので、小さな商社もほかに権利を売つて金をもらつたほう

の必要があるのではないかと御意見だと思ひますが、四年ほど以前から、ソ連との貿易交渉においては、常に日本側は、北洋材に関して年間を通じての日本船の配船あるいは積み取り比率につきまして、ソ連側の好意的な配慮というものを要求をしてきておられますが、いまだ十分な話し合いの成果が得られないというのが実情でございます。今後その努力は続けたいと思つております。

○神門委員 局長、努力をされておるのにかかわらず、この積み取り比率の割合というものはだんだん日本が少なくなつておる。これは努力の結果が全然出てないどころか、逆のことになつておるわけですね。これはしかし、対等貿易じゃないのじゃないか。いわば配船に対する権限というものが、日本には全くない。全く向こう側ベスで行なわれているということ、これは非常に問題があると思ひます。この調整機能そのものから、その法律の立場に立つ監督権を持つ運輸省なり海運局としては、これはどうも私は解し兼ねる問題だと思ひ、努力されておるにかかわらず、その比率が減つておるということは、それではそういうようなことが、日ソ貿易協定が毎年行なわれるわけですが、これで通産省のほうで問題になったことではないのですか。そのような努力をされた事実はありませんか。

○平井説明員 御説明申し上げます。この件につきましては、毎年の日ソの貿易会談におきまして、先ほど運輸省のほうから御説明がございましたけれども、たびたび、契約上そういうような話になつてくても、考え方としてはそういうあるべきだということで再三申し上げておりますけれども、まだはつきりそれに対するどういふという返事がこないように存じております。

○神門委員 時間がないから、まだお聞きしたいのですが、次に移ります。そのように日本船による配船、FOBそのものが七カ月の季節稼働になつておる。それで御承知のように、一万立米の商いをしますと、二億円程

度要るのですね。そのものを二べんに持つてこられたら、大商社は別として、中小商社というものはどうしても維持できない、金繰りができないという問題が出ます。その話し合う対象としては日本商船会社、この場合十一社が当たつておるようですが、そこを話し合つてコントロールをする以外にはないようですね。ところが私の聞いておるところでは、この船主十一社、この船会社と系列商社、この辺がどうもうまくつないでいて、他の商社が割り込む余地がない。こういうふうなことを聞いておるのです。それでしようがないしはみ出して、ソビエト船の冬期間北洋のほうから回つてきた船に頼むと、今度は一べんに何万立米というものを、いわゆる需要調整、市場の需要度とは関係なしに、向こうの船の都合で一べんに持つてくる。そうすると、それを一べんに支払いをしな

くちやならぬというふうな、商業ベスとしては全くどうにもこうにもならないような問題が起きている。こういうふうな事実を御存じですか。運輸省としては、あるいは公正取引委員会としては御承知ですか。

○堀政府委員 北洋材の輸入につきましては、従来十一社の、いま御指摘の会社でもつて輸入協定を結んで、秩序ある輸入、輸送を行なうという体制にしてやつてきております。そこで、四十三年度の協定では、いまの十一社が十七社に数をふやして新しい会社も入れることにいたしておる。それで、いま小さな業者といひますが、そういうものが割り込むことができないようになっておる。その点は、いわゆるロットが小さいと、船の大きさに合わない場合には船会社はあまり喜ばないわけでありまして、そういうことが原因になつて、そういう事態が起る場合があるんじゃないかというところは想像されます。それで従来、いろいろと事情を聞いてみましたが、小さな商社はその権利を大きな商社に売つておる。それはどうしても小さなロットではそういう船積み関係でいろいろ不便もあるし、いろいろやりにくい点があるというので、小さな商社もほかに権利を売つて金をもらつたほう

の必要があるのではないかと御意見だと思ひますが、四年ほど以前から、ソ連との貿易交渉においては、常に日本側は、北洋材に関して年間を通じての日本船の配船あるいは積み取り比率につきまして、ソ連側の好意的な配慮というものを要求をしてきておられますが、いまだ十分な話し合いの成果が得られないというのが実情でございます。今後その努力は続けたいと思つております。

○神門委員 局長、努力をされておるのにかかわらず、この積み取り比率の割合というものはだんだん日本が少なくなつておる。これは努力の結果が全然出てないどころか、逆のことになつておるわけですね。これはしかし、対等貿易じゃないのじゃないか。いわば配船に対する権限というものが、日本には全くない。全く向こう側ベスで行なわれているということ、これは非常に問題があると思ひます。この調整機能そのものから、その法律の立場に立つ監督権を持つ運輸省なり海運局としては、これはどうも私は解し兼ねる問題だと思ひ、努力されておるにかかわらず、その比率が減つておるということは、それではそういうようなことが、日ソ貿易協定が毎年行なわれるわけですが、これで通産省のほうで問題になったことではないのですか。そのような努力をされた事実はありませんか。

○平井説明員 御説明申し上げます。この件につきましては、毎年の日ソの貿易会談におきまして、先ほど運輸省のほうから御説明がございましたけれども、たびたび、契約上そういうような話になつてくても、考え方としてはそういうあるべきだということで再三申し上げておりますけれども、まだはつきりそれに対するどういふという返事がこないように存じております。

○神門委員 時間がないから、まだお聞きしたいのですが、次に移ります。そのように日本船による配船、FOBそのものが七カ月の季節稼働になつておる。それで御承知のように、一万立米の商いをしますと、二億円程

がいいということ、一方では売り一方では買うということもあって、比較的大きな商社だけがやっておるという形になりつつある。その後非常に木材のブームが来まして、また小さな商社もやり始める、こういふようなことで、いざ入ろうとなると、なかなか入りにくい、こういふ事情がありまして、なかなか入りにくい、こういふような点、先生の御指摘のとおり若干あるような実情だと聞いております。

○神門委員 それでまだ極端になりますと、その契約をした商品を、いわゆる木材をある商社に売れば配船をしてやろう—あなたがおっしゃる通りに、近海船ですら三千トン級です。それに満載をするに足りないような小口の材を集めて扱わないとできないような場合があるでしょうけれども、これはやはり二万トン、三万トンくらいの契約をした商社においても、そういうのはじき出しを受けておる。そうして、それをある商社に売りなさい、売れば船を回してやるぞというのが、実際問題として話し合いがされておる。こういふような事実があるというように、私は直接聞いておるのです。ですからそうなると、明らかに海上運送法の第三十条の違反になるし、公正取引委員会としても公正取引を阻害している事実として当然取り締まり対象にもなるだろう。こういふふうに思ふのです。ですからこの辺の事実関係に対しては、運輸省のほうに出されているこの報告書の様式というものは、いわゆる定められた内容に整うような内容として報告をされておるから、あるいは運輸省は知らないとおっしゃるかも知れないけれども、そういうことになってくると、これは相当問題になることだというふうに思ふのです。それで、その辺はひとつ、これまで質問する段階で、運輸当局のほうにいろいろ話を聞いてみると、積極的にその辺について取り組んでおいでになるようです。放置されておいでにはならない、そういうことのないようにということにはなっておりますから、その点は私も了解するわけですので、きょうは時間がないので大ざっぱ

な質問をしておいて、あらためて今度国政調査の質問の時間にお聞きしたいと思ふのです。ですからそういうようなものをもう一つきびしく、船会社、いわゆる系列別船会社と商社の結託によって不正な商行為が行なわれる、正当な取引が行なわれていないというようなことが起きないように、これは調整法上のもう一つの機能としてたいせつな問題ではないかというふうに思ふのです。

そこで大臣にお聞きしたいのですが、いまのような、私が申し上げたような問題があるのです。具体的に表面に出ているのは、日本船と外国船、特にこれはソビエト船ですね。CIFと申しまして、この場合に關する限りソビエト一國なんです。その積み取り比率というものが年々拡大をしていっておる。拡大をしていっているけれども、その積み取り比率を調整するあるいは監督するという機能は、省としては運輸省しかどうもないというのです。運輸省のほうでチェックしている。ところが根本的には外務省チャネルの貿易協定、条約の中に協定事項としてこれが入らないと、いまのように非常に日本船の配船というものは全く向こうペース、全くこっちには口出しのできないというような問題が出てくる。これはただ調整機能という面からではなく、海運全体の問題として、いま海運業の育成という、利子補給の一面から申しまして、この前の法案審議の段階で問題になったように、この目的とは全く逆の方向にいつているのです。そうしますと、根本であるこの条約を締結する段階にそのものがきつちりと整理されないと、問題が解決されないということになります。そういう点についてどのようにお考えになつておるのか。

もう一つは、これは一面に出た問題ですが、全く不平等な内容、配船だけを見ても不平等な内容のこのようなものについて、すでに御承知なのか。知つておいでになるとすれば、どのような措置をとろうとお考えになつておるか。この辺をお聞かせ願いたいと思ふます。

○中曾根国務大臣 木材輸送における邦船の積み

取り比率が低下しておることは、御指摘のとおりでありまして、この点は大いに是正を要するところであると思ふます。日ソ間の問題は、漁業問題とか航空協定の問題とか、シベリア開発であるとか、いろいろ利害關係がふくまれている問題もありまして、総合的な外交交渉の一環の中にこれを入れてもらひまして、改善していくように努力してみたいと思ふます。

○神門委員 それでは運輸省のほうにも、課長ではどういふようにするといふようなことは答へられないかも知れないが、いま運輸大臣のほうから話があつたような、この問題については非常に変則的な現実の姿も出ておるのです。この点について、こちらでも調整権があるように、対等な通商協定を結ぶように、ひとつ努力してもらふといふようにお伝え願ひたいと思ふのです。またこの次のときに、續いてもう少し詳しく質問を続けたいと思ひます。

きょうはこれで終わります。

○大野委員長 本案に対する質疑はございませんか。——ほかに質疑もないようですので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大野委員長 次に、観光施設財団抵当法案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山下第二君。

○山下(衆)委員 大臣も時間がないようでございますから、簡単に二、三伺いたいと思ふのであります。抵当法案の審議に入るに先立ちまして、まず観光基本法について伺ひたいと思ふのであります。

昭和三十八年の六月に観光基本法が施行されて以来、一体国はこの法に基づいてどういふ具体的な施策を実施してきておられるか、その点を伺ひたいと思つておるのであります。そこで、特に第二條の「国の施策」での八項それぞれを検討してみまして、政府は観光施策の実現のためにこれま

で努力してこられたとは思われぬのであります。が、一体いかなることを実施してきておられるか。このことについて政府としてとつてこられた具体的な施策について、大臣からお答えをいただきたいと思ふのであります。

○中曾根国務大臣 具体的には観光局長から答弁せしめますが、一つは外国人旅行者を日本に誘致するといふこと、それから観光ルートを設定するといふこと、それから国立公園等の美観維持のために諸般の施策を行なうことといふようなことを、いろいろ努力してまいつたつもりでございます。

○深草政府委員 御指摘の観光基本法第二條に基づいてどういふ施策を講じたかという御質問でございます。先ほど大臣が申されましたように、第二に書いてございます「国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。」これは次官レベルの観光対策連絡会議で決定いたしましたので、閣議に報告をいたしております。

それからいろいろな法的措置でございますが、今回提案いたしております財団抵当法も、これの一つの具現でございます。そのほか税制の問題あるいは観光地におきます宿泊施設の整備の問題、あるいは休憩施設の整備、あるいは青少年旅行のためのユースホステルの問題、それから直接私どもが所管をいたしておりますが、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化、これにつきまして厚生省のほうで国民休暇村、国民宿舎、こういったものも建設をいたしておるわけでございます。

法律につきましてはいろいろ議論もございまして、日本の場合には諸外国に比べて比較的に観光関係の法律は整備をいたしておると私は思つております。ただ冒頭に申し上げました国際観光地及び国際観光ルートの整備及び形成、これは方針はきまりましたけれども、予算がなかなかつきにくいという点もございまして、法律をもつて促進したらいけないかという一部の見解もございまして、この点につきましては、総理府の観光政策

審議に御検討を願うところでございます。

○山下(榮)委員 いま御答弁になりましたことは、別に基本法という法律がなくとも当然行なわなければならない事柄だと思ふのであります。それでは、予算云々と言われましたが、本年度の予算を見ても、観光基本法のつくった国の施策を実現する意図が見られるような予算が一体どこに出ておりますか。私はこれらに對して予算上から考えまして、基本法はできたけれども、政府みずからが、いま大臣の言われたような外国人の観光客をお招きするという熱意に私は欠けておるのではないか、こういう感じを持つてあります。こういうことに對してどうではない、実はどうこうこうだ、こういうことが何かありますれば、ひとつ大臣に伺いたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 早速に申し上げまして、これは予算が硬直をいたしてございまして、大蔵省がなかなか金を出し渋りまして、その点は新しい強力な施策が展開されていまして、これはまことに遺憾な次第でございます。今後もっと大いに努力してまいりたいと思ひます。

○山下(榮)委員 この財団抵当法の制定は、これはやはり観光施設の上から考えまして、一步前進だ、こう思つておるのであります。観光のすべてをこの法で足れり、こういうことではとても、民間にまかせ切りというふうなことはどうも目的を達成することは不可能である、かように考えるのであります。私は政府の意図がそういうところにあるのじゃないかというところを、はなはだ遺憾に思つておるのであります。観光は単なる民間の企業では決してございせん。いま大臣も言われましたように海外のお客さんを招く、いわゆる外貨獲得という点から考えまして、あるいはまた外人に日本を理解してもらつて、国際親善という点から考えまして、これを国策の重点に置くというところはきつめて重大なことではなからうか、かように考えておるのであります。こういう点から考えまして、この抵当法というこれで観光施設

の完壁が期せられるのだ、こういう考え方はいささか私は輕率に過ぎるのじゃないか、こう思ふのであります。

したがひまして、過般井上議員も質問の中に申されておつたと思ひますが、法律はつくつて、抵当法で抵当は拡大はされるが、それでは一体銀行から金を借りる場合の原資というものを用意するのかがどうか、こういうことになる、これはもう一つそこまでは進んでいない、こういう感じがするのですが、こゝまでいられるなら、民間にまかせ、抵当を拡大する、こういうことではありますならば、政府のほうで原資を通じて考えられるべきじゃないか、これは大臣、一体いかにうにお考えですか。

○深草政府委員 先般もお答え申し上げましたが、この法律は民間ベースでのごういした施設をする人と金融機関との間の話し合ひをできるだけ、たとへば抵当の問題にしましても拡大をしていこうという趣旨でございます。御説のとおり、これでもつて足りるというふうなことは毛頭私どもも考えておりません。ただし、こういう種類の観光地開発はいわゆる政府関係金融機関のベースに乗るかどうかという問題は、今後の問題だと思つております。観光基本法の中でたとえば、低開発地域における観光のための開発というふうな観点に立ちますれば、そういったプロジェクトのもとに政府関係金融機関からの融資が考えられることもございます。それから開発銀行あたりでも最近非常に広域的な観光開発について、宿泊施設とは離れまして、観光地開発というプロジェクトで融資を考えてみようかというふうな空氣にもなつておりますので、私どもは先生も申されましたような方向に、できるだけ政府関係の金融機関からも理屈のつくところには出してまいらうかと今後努力をいたしたいと思つております。

○山下(榮)委員 いまそういうところだろうと思ひますが、それではなかなか思ひ通りに金融の道が開かれるとは私は考えないのであります。そこで、それは国は観光基本法という法律まで制定をしておるのですが、今後具体的に一体いかなる観光施設の国策としての施策を立てられる方針をお持ちでありますか。その点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○深草政府委員 現在、これは總理府からお答え願つたほうがいいかもしませんが、總理大臣の諮問機関で観光政策審議会というのがあるが、これに、特に私どももいままでとくなくないがしろにしておりまして、しかし需要が非常に張つてまいりました。いまゆる国内観光の問題、これにつきまして今後どうしていくかというところでござい

ますが、国会におきましても總理に對する質問がございまして、国内観光についての長期計画を構立する考えはないかというに對しまして、總理もぜひやうという御答弁がございまして、それに立脚いたしまして現在總理大臣から、国内観光の方向をどうするかという問題について現在諮問をいたしてあります。それには開発の問題もござい

ます。あるいは勤勞者の休暇制度の問題、そういった問題も含めまして、全般的に国内観光をとりつぱな方向に誘導していこうというねらいのもとに、現在専門の方の御審議を願つておりました。それが答申をいただきましたら、各省にまたがつてはおりますけれども観光対策連絡會議にさらにかけまして、私どもとしては閣議決定まで持つていつて実行してまいりたいという決意でございます。

○山下(榮)委員 それでは、總理大臣までさうなことを述べられて熱意を傾けておられる、そういうほどのことではございせん。今度の一省一局削減に伴つて観光局の部への格下げは、一体何を意味するのでございせんか。これがわれわれにはちよつと理解に苦しむところではあります。観光行政の重視そのもののあらわれではなからうか、こうも考えられるのであります。これについて大臣はどうお考えになっておりますか、大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 観光局を部に下げるといふことは、もつと強力な一元化された機關を内閣レベルでつくるということが約束ができておりました。やるので、観光政策が後退しているというわけではございせん。むしろ一步後退二歩前進という形でこれを實行していきたいと思つております。

○山下(榮)委員 なかなかことは巧みで、一步後退二歩前進というその二歩前進の姿は、それじゃ一体どういふ前進でありますか。そのあらわれが出ていないのであります。こういうふうにするからこれが一步後退したけれども二歩前進になるんだ、こういう具体性がなければならぬ。しかも観光というのはただ一時的なものじゃないのであります。三百六十五日あるいは永遠にわれわれはこれを持続し、これをさらに発展せしめていかなければならぬ、こういう段階において、そのほかの問題とは事が違ふと思ひますが、その二歩前進の内容をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 總理大臣も議會で、観光行政を一元的に強力に統合するといふ答弁をしてあります。私と木村行管長官との間におきまして、現在の一省一局削減等の關係法案が成立次第、直ちに一元化の法案を策定してこれを議會に出してくれ、そういう約束になつております。その一元化の法案がどういふ形がいいか。向こうからもお尋ねがありまして、われわれのほうからも二、三案案ともいふべき考え方を提出してあります。

○山下(榮)委員 まあそれじゃ二歩前進は一元化される、こういうことにはいまのところでは了承をいたしておきたいと思ひますが、昭和四十年の十二月の閣議に報告された國際観光地及び國際観光ルートは決定されたといへ、その後の行政措置というものが何ら整備の方針を打ち出しておられない、こう思ふのですが、これは法律ができたまま放置されていると申し上げても過言でないやうな感じがいたすのであります。これは業務上の非常な怠慢じゃないかと私は、極言すれば考えられるのですが、これに對して一体いかにうなお考えをお持ちでしょうか。

○杉浦説明員 御質問の観光行政につきまして

は、四十年の末に観光対策連絡会議で決定をしたのであります。四十一年から五カ年計画でその内容を実施するという形で進んでおるのでございす。先ほど観光局長のお話にもありましたように、毎年予算のつど各省で、この観光対策連絡会議の決定に従って予算を獲得するように努力をしておるわけでございます。私どものほうも関係各省の総合的な予算という立場からこれを把握しておりますが、必ずしも所期の五カ年計画のとおりに進捗してないことは、御指摘のとおりでございますので、今後ともそのように努力してまいりたいというように考えております。

○山下(案)委員 ちよつと聞き取れなかったのですが、五カ年計画で計画を定めてやる、こういう意味ですか。

○杉浦説明員 はい。昭和四十一年から昭和四十五年までの五カ年計画でございます。

○山下(案)委員 それじゃ、次に観光の基本は観光基本法に明示されているごとく、国の施策であることはもう言うまでもないことでございす。ここに本抵当法が民間の観光事業の促進に役立つことは、大いに歓迎するところでございす。それとともに、国が強力に公共基盤施設すなわち道路、自然公園等の利用施設等を整備されるべきことがきかぬ必要だ。先ほどルート云々と大臣は言われたのですが、これらの点についていま言われました五カ年計画のつとった線に進められるものであるが、いままでの観光施設という観点から考えて、いま私が申し上げたような点についてはこれという目ぼしい手がつけれられていない、こう考えておるのであります。したがっていまここの点については、国が非常に強力な力でこれを推進をしていかねばならぬ。そのために基本法ができたのだ、こう私は理解をいたしておるのですが、そのとおりでしょうか。計画の方針は一体どんなものでしょうか。

○杉浦説明員 昭和四十一年の末に決定されました計画自体は、全国を十ルートに国際観光ルートをきめまして、そのルートに沿いまして、具体的に観光基盤施設、道路、鉄道、航空等をはじめとしまして、観光地の各種の施設についての具体的な内容が盛り込まれておるわけでございますが、これが全国的な範囲できめた関係予算に反映させるといことが非常に困難であります。毎年各省で連絡を取り合っておるわけでございますけれども、最初にきめられた決定の線に進捗を見ていないという実情は否定できないわけでございますが、努力しておるところでございす。

○山下(案)委員 それでは時間もないようでありまして、観光はわが国の外貨獲得に重要な役割を果たしていることは論をまたないものであります。しかし、海外にわが国を紹介し、理解してもらい、こういふことは縁のほど遠い施設の姿でありまして、海外から来られるお客さんに対しまして、真に日本という国の理解を深めてもらうためには、観光施設の完全な整備、完全な確立がなければならぬ、こう思っておるのであります。どうか基本法の精神にのっとり政府は今後鋭意その施設を進めていただくことを希望いたします。質問を終わります。

○大野委員長 木部佳昭君。

○木部委員 時間がありませんから、簡潔に答弁をしていただきます。思います。

ただいま山下委員から御質問がありました。五カ年計画をどういふふうな経緯で推進をされてきたかということについて、第一番に何とおきたいと思ひます。

○杉浦説明員 四十一年から始まる五カ年計画でございますが、総理府の諮問機関であります観光政策審議会にそのつど諮問をして毎年の計画を練るという附帯決議もあつたわけでございますが、予算との関係で正式な諮問はできませんが、一応事前には基本的なあり方というものにつきまして御審議を願ひ、また予算の進行につきましては観光政策審議会にこれを反映しつて意見を聞きながら、翌年度の計画を考えていくという形で従来進行しておるわけでございます。

○木部委員 審議会もたいへんけっこうなんですけれども、私は国際観光、国内観光というものの展望というものを考えたときに、総理府のほうに各省にまたがる総合調整をする立場でいろいろ問題があるかもしれないが、申し上げれば、総理府として観光基本法にのつとった強力な調整と推進というものをあらわしていかねば何にもならぬじゃないか、こういふふうに考えておるわけでありす。特に世間に行われれば、いろいろな基本法が国会に上程されるが、観光基本法なんというものは、あれは何の肉づけもない、こう言つて一番最初にその話が出るというより強力な施策の推進をする、こういふ立場にある。なおまた、将来の展望等をどういふふうにするかということを考えていかなければならぬじゃないか。これが先ほど観光基本法の改定の問題、いろいろ話が出たわけでありすが、そういう点について総理府の決意を承つておきたいと思ひます。

○杉浦説明員 将来の観光施設という問題につきましては、ただいまの御指摘のとおり相当重大ないろいろな問題が含まれており、また長期的な展望に立つ必要があるということが重要な点であると思ひます。現在、われわれのほうといたしましては、審議会を通じて十年先、二十年先の長期的な予測を数量的に把握したい、これをもとにいたしまして長期政策を樹立したいというふうにお考えをおるわけでございます。

この内容といたしましては、当面の問題としまして、国際観光の赤字の改善の問題、それから国内観光の問題といたしまして、非常に大量の観光需要が今後発生する、現在も発生しつつあるわけでありすが、こうした大量の観光需要に對するとして、健全な観光のために観光施設をどのようにしたらいいかという諸点、それからもう一つは観光資源の問題でございますが、最近の各種の産業開発の発展に伴ひまして、観光資源との間で摩擦を生じ、あるいはその観光資源が棄損されるというふうな事態もございすので、この観光資源の保護と各種の社会開発をどのように調和的に発展

させていくか、以上、大体三点につきまして、審議会を通じて昭和四十三年度中に一つのビジョンが打ち出されるように検討したいというふうに考えております。

○木部委員 当面の問題として赤字の解消、それから自然の保護の問題、いま国際観光の長期的な展望というのを言っておられるわけでありすが、四十三年度中にそのいふものをきまめていきたい、こういふお考えのようでありすが、具体的にどういふことかと思つておるのでしょうか、その辺を伺つておきたいと思ひます。

○杉浦説明員 具体的な政策を立てる方法論というふうにお聞きしたわけでございます。審議会に從來専門委員という制度がございまして、これを必ずしも從來十分に活用しておらなかった状態でございますが、今後はその専門委員を十分活用いたしまして、それぞれの立場の専門分野の知識、経験を生かしていただいて、いま申し上げました諸点についてそれぞれの委員に早急に検討していただく、これを各部会——三つの部会がございす、国際観光部会、長期展望部会、観光開発部会、この三つの部会にそれを集約いたしまして、審議会としてまとめ上げる、こういふ方向を考慮しておるわけでございます。

○木部委員 私の言つておるの、審議会は権威があるわけですから、それはそれとしまして、やはり私は運輸省の観光局なり、内閣の、いまの総理府ですか、杉浦参事官なんかのところでみずから、この変貌する——たとえば国際観光に例をとつてもそういうことが言えると思ひます。昭和四十五年には超大型の旅客機が就航するといふような、そういう事態というものを私はもつと真剣に取り上げなければならぬと思ふのです。たとえば、私はこれも夢ではないと思ふのであります。が、将来、中国なんかがお客をあげた場合に、一体どうなつてくるかというふうなこともなかなか考えていかなければならぬと思ふのです。たとえば、日本の場合には、東京へおれば何かニユーヨークの小型みたいな感じで、たいして見るところが

ないじゃないかというような点があります。いままで観光基本法というような施策を審議会なんかを中心にやってこられたわけではありますが、やはり政府として、そろそろそういう国際観光を一体どうするか、せめて十年ぐらいの展望に立たなければいかぬと私は思う。そういう施策が何にもないから観光基本法にも審議会にも権威が出てこない、こういふふうに実は平素から私は理解をしておるわけです。

それから国内観光を見てみましても、たとえばあと十年くらい先には、日本だって週五日制になると私は思うのです。そういう場合に、去年あたりは七億五千万人くらい旅行されたようでありますが、週五日制ということになれば、国民が健全な観光というものを求めて、もっと進んで旅行するようにもなっていくわけです。そういう場合に、たとえば厚生省を見ても、国立公園局も高速度路なんか一年間に五億くらいしか予算がない。私がいま申し上げましたように、国内観光も高速度路や何かの出現によって多元化をされていく。いままでのように、一カ所に集中して観光地が繁栄する方向にいくかどうか。同時に、たとえば高速度路ができますと半徑二、三百キロ以内のところなんか、みんな自動車で旅行するようになる。おそらく昭和六十年くらいを計算してみますと、大体四人半に一台くらいになるだろうというふうに私は理解をするわけです。そうなつてまいりますと、いま申し上げましたように、非常に多元化されてくる傾向にある、その際の受け入れ体制は一体どうなつていくのだろうかという展望も、国内観光においてもないのじゃないかという気持ちか私は実はいたしておるわけでありまう。たとえば最近の傾向は、旅行する場合でも団体旅行、グループ旅行をしようというような傾向に変化してきているのじゃないかと思う。でありますから、これからはたとえば観光農業であるとか観光漁業などということも、当然国内的に考えていかなければならぬ。外国の場合には海洋開発ということが非常

に熱心に推進されているというような点を考えてみましても、この国内観光というものも、いま申し上げましたように週五日制、それから四・五人に自家用車一台ということを考えてみますと、よほど思い切った展望と抜本的対策がなければ、健全な国民の体育の向上や健全な保養ということは成り立っていないのではないかと、実はこういう気持ちで私はいたすわけでありますが、そういう点について観光局長はどう考えておられますか、何っておきたいと思えます。

○深草政府委員　まず国際観光でございますが、御指摘の中国という大きな場所がございます、これにつきましては先ごろ大臣からも特命がございます、いまして、中国の観光価値といった観点をそろそろ調査をすべきではないかというお話がございます、現在国際観光振興会あるいは中国関係を取り扱っております旅行あつせん業者にも依頼をいたしましたして、調査をさしておるわけでございます。

それから国内観光につきましての先生の御説は、そのとおり私どもも受けとめておりまして、週休二日というような問題、あるいは所得が増加をいたします問題、それから国民生活が非常に緊張してくる、これをぜひ週休二日で回復しなければいかぬという観光の生活的な需要の問題、こういったものもろもろの問題がございます。それから観光対象地にいたしまして、御説のとおり、揚所の問題がございます。観光基本法にも、一カ所の観光地へ集中することを緩和しなさいということも書かれております。それから御説のように、観光対象が非常に変わってきます。いままでのような名所旧跡ばかりじゃございませんで、特に都會の人は、農村を見たこともないというような人間もおります。そういった人に農村を見させる。そういうことになりますと、農村自体が一つの観光対象になるわけでございます。そういったものもろもろのことをどういふふうに組み合わせるのかという問題が、先ほど私が申しましたいわゆる国内観光の展望の問題で、いま作業を進めておるわ

けでございますが、そのほかに私どもとして考え
ておる問題がございます。

一つは、国内の観光地が非常に集中的に込んでいることを何とかなくさねばいかぬという問題、それから日本は外国よりも比較的観光シーズンの波がないのはあたりまえでございますが、休暇制度の問題もございまして、シーズン、オフシーズンがございまして、こういったものをならさなければいかぬ。したがいまして場所的な集中の問題、時期的な集中の問題、これを何とかしてならすという作業を進めなければいかぬわけでございます。このためには、たとえば休暇の問題にしましても、企業者と労働者側との協定によりまして、たとえば夏の休暇なんかをきめておるわけでございますが、企業者側にも労働者側にも呼びかけまして、これができるだけ年間を通してならしてもらえないか。しかしシーズンでないときに行く人は非常に不利になりますので、その際は若干宿泊旅行経費を選ぶか旅行の時期を選ぶかという選択をしていただいてやっていただく。外国でソージャルツーリングが非常に盛んでございます。こういったシステムを私どもとしてはぜひとも近い機会に、一つの国民運動の母体として結成をしたという考え方、いま準備を進めておるところでございます。

○本部委員　観光局長のお話もよくわかるのです
が、私が先ほど申し上げましたように、去年七億
五千万人ぐらゐ旅行して、三億ぐらゐは国定公園
や国立公園にドライブしたり、行楽を楽しんでい
る。この予算が五億だ。それから海外の宣伝費に
いたしても、たとえばフランスの七分の一ぐ
らいしかない。それからオランダの二分の一だ
というふうなことで、そういう点で、私は冒頭に申
し上げましたように基本法と逆な方向に行つてお
るという感じを痛感するわけなんです。

観光地が非常に集中的に込むというようなお説もあるわけですが、たとえて申し上げれば、観光地の場合でも遊興飲食税の還元をしてくれという

ような意見もあるようです。秘は、日本のような場合は、国際観光といっても国内観光といつても、外国人が来た場合でも国内の人が旅行した場合でも、あまり見るところはないと思うのです。ないしは、たとえば下水道とか、駅前整備だとか、いまも申しました海洋開発の問題なんかにいたしまして——たとえば、夜人口がふえるわけですね。それをみんないまの税制やいまの行政機構では、地域の自治体が負担しているわけです。私はいまの税制のもとで、すぐ料飲税を下げろ、還元しろということは非常にむずかしいと思うのですが、せめて国内観光の場合でも、各自自治体なり県なりが全体の開発、整備ができるような基盤を培養してやらなければいかぬと思うのです。そういう点をいま観光局長などは、一体どういうふうにお考えになっておりますか。

○深草政府委員 観光地の環境の整備でございますが、消防の問題、衛生の問題、道路の問題、いろいろございます。私どもかねてから主張いたしておりますのは、実際に料飲税を納めておる者はよそから来た観光客の人でございますので、それらをぜび観光客の利便のために使つてくれないかと、いうことでございまして、先生も御承知のように、料飲税はもともと市町村税であつたものが県税に取り上げられたというような経緯もございますので、一挙にもとへ戻すのもなんでございましょうが、少なくともとりあえず三割程度を市町村に還元してくれないかということを、自治省にも要望いたしております。この点につきまして、観光政策審議会のほうからもそうすべきだといふ建議も出ておりまして、私どももその線に向かつて努力をいたしたいと思ひます。ただ、非常に御熱心な県は、実質的な還元措置はとっておりませんけれども、そういうたことにつきまして一〇〇％以上、いわゆる料飲税以上に環境整備に使つておるような市もございまして、例をあげますと奈良市でございしますが、そういうところもあるといふことも御承知おき願ひたいと思ひます。

○本部委員 これは政務次官にお尋ねいたしたいと思いますが、この間から意見が出ておりますように、一省一局削減ですか、これは国民的視野に立って考えても私はたいへんけっこうなことだと思ふのです。しかし、先ほど大臣も答弁されておりました、一歩後退二歩前進、やはりこういう機会を通じて観光行政の一元化をはかるため、ある場合には観光基本法の肉づけというものをしていかなければならぬ、実はこう私は思うわけでありす。

〔委員長退席、福井委員長代理着席〕

そういう点で、前進させるためにはこうした機会を通じて——まあ申し上げれば、たしか十一省くらいにまたがつておると思ひます。それから直接の政策費としてことし二百億くらいしかたしかないんじゃないかというふうに記憶するわけなんでありす。そういう意味で、私は、新時代にふさわしいような国内観光、国際観光というものを推進するためにも、ちよつと悪いけれども、総理府では荷が重いんじゃないかという気持ちがある。私はいたしております。でありますから、こういう機会に一元化をはかると同時に、観光基本法の肉づけをしなければいかぬ、ある意味でいけば裏づけをしなければいかぬ、そういうふうに考えます。そういう点について、政治的な問題でありますから、政務次官からお答えいただきたいと思ひのであります。

○金子政府委員 木部先生の御意見はまことに適切な御意見であります。観光行政をできるだけまとめ、そして今後内容の充実した観光行政が樹立されますように、機構改革に大いに取り入れてひとつ考えていきたいと思ひます。

○木部委員 抵当法の内容に入ることにはいたしまして、文部省の方にはちよつとお伺ひしたいと思ひのです。

文部省の外郭団体で、日本博物館協会というものがあつたやうなんです。それから、その博物館協会の下部組織として日本植物園協会、また日本水族館協会というものがあつたやうであります。

が、これに一体どのくらい補助金を文部省は出しておられますか。

○林部説明員 文部省から社団法人日本博物館協会に対しましての補助金でございますが、四十二年度におきましては二十万円、四十一年度も二十万円、四十年度は六十六万円程度でございます。四十三年度の要求は出ておりますけれども、いま検討中でございます。

○木部委員 私は、補助金の内容についてはよくわかりませんが、それについて触れようと思ひませんが、たとえば植物園協会ないしは水族館協会、そういうものに加盟している団体が幾つございますか。

〔福井委員長代理退席、委員長着席〕

○大野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○大野委員長 速記を始めて。

次回は、明十五日、午前十時理事会、午前十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

昭和四十三年五月十七日印刷

昭和四十三年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局